

中国の農村社会における

共有経済の創出と地域福祉

——湖南省羊村の取り組み

金湛・謝新梅

はじめに

一九四〇年代、自己調整的市場の欠陥に注目したポランニーは、人間が市場から社会を防衛するための協力、社会政策と社会経済とを統合する必要性を訴えた「ポランニー1975」。その後、マーシャルは市民の教育と最低限の生活に関する権利が福祉国家の土台になることについて論じた【Marshall 1950】。両者の主張をきっかけに、市民の社会的権利を守るには個人が市場に依存することなく、所得保障政策等の実施が欠かせないという結論が導き出されていく。社会保障は、所得移転による所得保障と医療と介護等の社会サービスの給付の二つの柱から構成される。本



稿が注目する所得保障は、貧困の危機に陥る者に対して最低限の生活を保障するために経済的援助を行う制度であり、社会保障体系の一環として重要なものである。

社会保障体系を維持し発展させるためには、費用の問題が無視できない。この問題を細分化すると「誰が保護されるのか」「誰が支払うのか」「何をもって支払うのか」の三つの質問に分けられる。「誰が保護されるのか」に関して、氏原・江口【1956】は貧困の設定基準について、消費面の等質性に注目したうえで、異なる社会階層における貧困の属性と貧困現象の多様性の視点を提示した。そして、岩田【2010:15-17】は、働けない貧困者に関する救済が容認される一方、働ける貧困者を社会福祉の内側に取り込む

困難性を危惧し、「働ける」と「働けない」の境界線に関する経済尺度と社会尺度が曖昧であり、交錯していることを指摘している。「誰が支払うのか」について、福祉レジームは家族、市場、政府からなることを主張するエスピノーアンデルセン [2001: 8-38] に対して、東アジアや南欧といった「後発福祉国家」において、コミュニティの役割が指摘された「グッドマン・ペンギン 2003; 宮本・ペンギン埋橋 2003」。新川 [2011: 11] は福祉国家を超越する福祉レジームの再編を考慮する場合、コミュニティを加えることの妥当性を主張しながら、工業化の中でその衰退と現代の社会福祉における「共同体的な契機」の重要性を強調している。

対象の範囲と保障の程度は時代と社会環境によって変化するが、各国の社会保障制度は前記三つの質問に対しては比較的明確な答えを持っている。しかし、コミュニティの役割を主張する研究は「何をもって支払うのか」に関して明確な回答を出していない。その理由は、家族、市場、政府に比べ、コミュニティには安定的な財源や拠出を維持するシステムが必ずしも存在しないからである。武川 [2008] によれば、地域福祉は二一世紀の日本の社会福祉の中で主流となっており、その展開はローカル・ガバナンスと密接な関係を持ち、行政と企業と市民が対等な立場に立って地域の問題の解決に協力し合うことである。つま

り、地域の内部資源の効率的かつ持続可能な利用に向けての外部による人的、資金的、技術的協力を求める行為である。したがって、日本の地域福祉、アメリカのコミュニティ・ディベロップメント、欧州諸国のコミュニティ・ワークなどの類似するいずれの概念においても、自主財源を確立しなければ、コミュニティは生活機能を完結するシステムにならない [野口 2011]。

如何にして外部に依存せず、コミュニティに支払う能力を持たせるかという質問に対して、諸研究は明確に回答していない。コミュニティが存続可能か否かは、その再生に必要な人的物的諸要素の量と生産（再生産）能力とを比較して決まる。地域人口論と産業立地論の考えを引用すると、地域の経済活動は三つに分けられる。(1) 地域の生産能力が地域内の消費量を上回り、余剰分を地域外に移出する活動。(2) 地域内部の需要を満たすための活動。(3) 地域の自己消費が充足できず、地域外から移入する活動である。(1) は地域外から所得を得て、地域の存立発展を支えるが、(2) と(3)のいずれも地域の発展を直接可能にすることはない [濱・山口 1997: 123]。存続のため、コミュニティは外部との取引をする材料を用意する必要がある。市場経済では労働力も重要な商品であるため、特に二元経済論の観点からみれば、農村が主に提供するのは食料、原材料と労働力である。従って、商品も労働力も非農業部門市場に依存し

てきた農村コミュニティが自主財源を確立させるには、工業化と私有化の中で衰退と縮小が余儀なくされてきた共同体関係または共有資源の再建と構築が必要である。

コミュニティにおける共有資源は、土地、資本、労働であり、生活を支えるのに必要な生産要素がすべて含まれている。しかし、自発的な感情的な共同体（ゲマインシャフト）が機能体組織（ゲゼルシャフト）に移行する際、地縁、血縁等によって発生した社会関係が個人の利益を追求するものに変化した「テンニエス1957」。また、私有制に基づく市場経済の浸透に伴い、利用者は自己利益の最大化を目指し、その判断と行動が共有資源の減少を招き、最終的に共有経済は終焉を迎えることになると考えられている【Harding 1968】。それに対して、リフキン【2015:238】は「コモنزの悲劇」が起こる可能性が高いことを認めながらもその必然性を否定し、ガバナンスによって回避できると主張した。共有資源の利用にあたって、オストロムは利用者組合が政府による承認を得たうえで利用者の範囲、利用制限と規則、組合の運営と責任、罰則を決め、利用者同士の争いを低コストで迅速に調停する役割を果たさなければならぬと指摘した【Ostrom 1990: 91-102】。つまり、共有資源の管理、保護、利用していく環境を整備しながら、それに対する侵害を防ぐためのコストを効果的に抑える重要性を主張した。

以上の考えを踏まえて、本稿は、制度化されておらず、政府による福祉機能が不十分である中国の農村地域に注目する。制度化された家族、市場、政府によって社会福祉が提供されない場合、合理的に構築、管理、利用される共有資源を持つコミュニティが家族、市場、政府の代わりに四つ目の主体になる可能性およびその利用に必要な条件について論じていく。また、共有経済に基づくコミュニティによる社会福祉は、伝統社会における生存と社会的再生に必要な消極的な選択肢ではなく、市場経済が浸透し、機能体組織に移行したコミュニティの中で、住民権に基づく積極的なものになり得ることを主張したい。

具体的には、土地に対する所有権を有しておらず、物権化した請負権を持つ中国の農民が資産的価値の低い土地を用いて持続的に生産活動を行うことに注目する。研究対象となる中国湖南省羊村は、共有的な社会関係によって統御される経済を頼りに、村が主体となって貧困扶助を展開してきた。つまり、本稿における前記の主張を検証するのに妥当性を有し、研究の目的を果たすことが十分可能な地域と考えられる。本稿はこの事例を通じて共有経済の再建と農村社会における保障の展開との関係について分析したい。「三権分置」²⁾に基づく所有制の下で、村を単位とした合作社が大規模な農業経営を行い、経営利益の配分を通じて貧困世帯、高齢世帯に安定的な収入をもたらすことで、

現代的な農業経営を実現していることを明らかにする。さらに、共有経済による貧困扶助の仕組み、機能する条件およびその限界について検討する。

一 生産福祉システムと共有経済

伝統社会における地域による福祉の提供は、共同体関係に基づくものとなる。多くの国において、地縁、血縁によって発生する社会関係の中で、人々は互いに影響し合い、陶冶し合い、現代に至るまで親族以外の者にも福祉を提供し続けてきた。例えば、日本の村落社会では、人々が安定的な生活を送るためには家々の連携が常に必要であり、一個の家単独では処理できない田植え、収穫、用水の管理等は協働によって行われる〔鳥越 1985: 54-85〕。つまり、日本の村落社会における資源の共有は、個人にも政府にも管理されない財産に対する利用と管理だけではなく、諸資源を共有化することで公共財を作り出してきた。このような協働に基づく集团的土地利用は、分散した零細な農業経営を克服し、土地利用型農業における生産性の向上を実現するための機械化体系に対応する規模的経営を実現した〔長濱 2007〕。また、協働は単なる労働力の交換ではなく、単独労働を上回る価値を作り出し、それを共有と分配する方式でもある〔鳥越 1985: 121〕。

日本の共同体関係に対して、中国の農村社会では、一部の構成員による共通の利益に基づく「合理的、打算的」な人間関係が基本となるため、協働を下支えする共同体機能が欠如している〔田原 2001〕。一九八〇年代以降、経済の産業化と市場化の推進に伴い、中国の農村社会では個人がコミュニティから独立することによって地域社会の連帯がさらに低下した〔Yuan et al. 2018〕。伝統的な地域社会の規則、慣行を含める諸制度の個人に対する拘束力と有効性を失い、農村社会の社会的リスク、すなわち、病気、失業、高齢等によって収入が得られなくなることに対処する能力の低下が懸念されるようになった〔Ma et al. 2018〕。そのため、社会的リスクから住民の利益を守るためには、共有資源の創出と有効利用が欠かせないのである〔Norris et al. 2008〕。如何にして持続可能な生産福祉システムを構築するかは地域社会の存続に関わるカギとなる。近年、中国では社会福祉の提供におけるコミュニティの役割が注目されるなか、持続可能な福祉システムの構築に対して二つの可能性が指摘されている。一つは村民委員会が主導する福祉を村民の全員参加という条件の下で実施するものである。所得調整の意味を持つ徴収、調節、分配システムである本質を見れば、この「半官半民」的なシステムは政府による所得再分配構造に類似しており、実施することに当たって、強力なコミュニティ経済によるバックアップを必要と

する。もう一つは住民の自由参加に基づく互助組織である。この場合は積極的な住民参加以外に、システムの制度化と組織化、そしてそれをけん引するリーダーの役割が欠かせない〔張 2020: 203-205〕。

農村コミュニティの構成員による資源の共有は、生産効率の向上と私的利益の最大化を目的とする市場経済に対抗するものではなく、むしろ市場機能への調整および補完と位置付けられる。ウィリアムソン〔1989: 241-242〕によれば、市場と組織は代替関係をもつ取引様式であり、参入と退出が自由であるとする。短期的な取引である市場活動に比べ、組織は参入と退出が制限された長期的なシステムであり、市場メカニズムが十分機能していない場合、組織化のメリットはより顕著になる。長期的な取引を労働力、家族、地域社会およびそれらを取り巻く制度など、再生産を総合的に考慮すれば、共有経済は、労働交換に基づく農業の展開と生産要素に対する所有権に基づく利益分配といった短期的な農業経営の概念を超え、構成員の住民権に基づく生産福祉システムであるといえよう。

無論、現代社会では多様な利益選択に伴う行動と、それを実現する機能の備わる社会組織が求められている。そのため、共有経済を実現するには私的利益による共有資源への侵害、いわゆるコモングの悲劇を防がなければならぬ。人間の限定合理性と機会主義的行動によって利害関係

者同士による監視、交渉が必要となり、それに伴う取引コストが³⁾発生する。人々は取引コストを比較して長期的または短期的取引を選択することによって、社会組織は人々の選択によってその存続と崩壊が決まる。

中国の農村地域社会における連帯が低下した結果、コミュニティのメンバー、とりわけ若年世代が都市文化や個人主義の理念に共感を持ち、コミュニティへの忠誠を軽視する傾向を強めた〔Wang et al. 2017〕。このような社会環境の中で、共有資源の利用に基づく協働を展開するには、彼らにも受け入れられる市場原理に基づく短期的取引、すなわち、労働の賃金化、利益配分の規則化と明確化を導入しながら、共有資源の創出と利用に基づく生産福祉システムの構築が求められる。

二 中国農村における社会保障の展開

一九五〇年代初期の社会主義改革以降、中国政府は都市部の労働者に対して充実した労働保険制度を提供し、農村部では部分的に保護する「五保」⁴⁾制度を設けた。それ以外に国民の基本生活を保障する制度が存在せず、労働能力の低下等によって生活が維持できない者は最低限の保障を家族や親族に頼るしかなかった。

改革開放政策が導入されてから、長期にわたる工業化と

経済成長により、国内における貧困問題は大幅に改善された。この所得の向上は、市民が自らの労働を商品化することに基づくもので、貧困者への所得移転による再分配のシステムが確立されることではない。むしろ市場経済の導入はそれまでの国有企業と人民公社が支えていた社会保障制度を崩壊させ、中国の社会福祉を大幅に後退させたのである。その後の十数年の摸索を経て、都市部の国有企業に基づく社会福祉は市場に基づく社会福祉へと方向転換が行われたが、貧困扶助制度と経済発展が進んでいない農村地域では、特に労働能力を有しない農民を中心に貧困が深刻化した。

一九九三年、国有企業改革に伴う大量の失業者に対応するため、上海では「低保」と称する公的扶助制度が実施され、さらに一九九九年に「都市住民最低生活保障条例」が公布されて全国の都市部に普及した。農村部では一九九四年に「低保」制度に対する検討が開始されたが、一〇の省で実験的に展開されたのは二〇〇二年、全国的な制度として確立されたのは二〇〇七年のことであり〔張 2008〕、都市部より大幅に遅れた。さらに、実施当初、救済範囲の狭さや保障水準の低さ等の問題が指摘され〔王 2007: 8〕、その後、見直しが行われたものの、貧困層が十分カバーされておらず、貧困扶助は都市優先、農村軽視であり、問題は深刻であった〔王 2010: 164-177〕。

羅 [2018] は約七万三千世帯のデータに因子分析を適用した結果、中国農村では貧困率が低下しているが、貧困の程度は根本的に変化していないとの結論に至った。貧困世帯と非貧困世帯との所得格差が拡大傾向にあり、特に二〇一〇年以後、貧困世帯への扶助はより困難になっている。立地条件以外に、貧困世帯と非貧困世帯の所得格差は主に賃労働によるもので、世帯間における労働力の数の違いは所得格差をもたらす主な原因となっている。また、非貧困世帯に比べ、貧困世帯の生計はより農業生産に頼る傾向がみられた。貧困扶助政策の展開に関して、羅はその効果を期待しつつも、実際貧困率の低下に寄与していないことを認めた。

市場経済の進展により、労働力と資本は生産性の高い産業へ移行する。農村においても生産性の高い分野への流動化によって、資源の効率的な配置が期待される。また、中央政府が「開発扶貧」（開発による貧困扶助）プロジェクトの形で農村地域に対して大規模な資金を投じているが、これらのプロジェクトはその目的を雇用機会の創出に置いており、労働力の商品化に立脚した貧困対策である。King [1995] & Kiddal [1999] 等は公的扶助に依存する者に対して、必要な生活保護を与えると同時に、政府が積極的に労働市場における新規雇用機会を創出し、労働市場を協調的な方向に誘導して、労働参入の障壁を取り除くことの必

要性、すなわち、ワークフェアを展開する有意性を力説している。中国の貧困扶助プロジェクトはワークフェアの性質を強く有している。しかし、就業機会が創出されても、労働能力を有しない貧困者にとって、彼らにはその機会をつかむことができず、貧困から脱出することはできない。

二〇一三年以降、中央政府は「精準扶貧」（詳細かつ正確な「特定貧困扶助」）政策を打ち出した。個別調査に基づく貧困世帯の選別や、貧困に陥る原因と貧困の実態を把握して、生産、移住、環境保護に伴う財政補助、教育、社会保障といった五つの方法を取り入れ、監督責任を明確にしたうえで、労働能力を有するものに対して産業支援、就業支援、移住、教育支援を行い、労働能力を有しない者に対して補助金や「低保」を活用して貧困を撲滅することが目的であった〔張 2015〕。しかし、「精準扶貧」政策では具体的に実行可能な支援策を定めておらず、これまでの「開發扶貧」と補助金の活用との間に本質的な区別はなかった。地方幹部の監督責任を強化することで一部の地域では貧困問題の改善もみられたが、その一方、結果優先の盲目的な開發による浪費と補助金の乱発が農村現場の混乱を引き起こすことも危惧される。従って、「精準扶貧」は持続可能な政策というより、むしろ貧困根絶のスローガンを掲げた社会運動の性格が強い。結果的には、飯島・澤田〔2010: 104〕が指摘した「農民にとって請負制に基づく土

地に対する権利は農村における最大の生活保障であり続けた」という状況から本質的な変化が見られず、中国農村地域における貧困問題の軽減は基本的に経済成長によるものであり、制度的な貧困扶助による効果とはいいたくない。中国民政部の発表によれば、二〇一八年末の支給基準は一人当たり年間四八三三元であり、二〇一五年に世界銀行が改定した貧困ラインである一日一・九米ドルに相当する。しかし、国際貧困ラインは最貧国の購買力をもとに実質的価値に見合ったものに見直し改定されたため、高中所得国である中国の物価水準から考えれば決して十分な金額とはいえない。『中国統計年鑑 2020』によれば、二〇一九年の所得水準最下位二〇%の世帯の一人当たりの年間所得は七三八〇元となっており、一日当たり約三・一米ドルである。この金額は中所得国の三・二ドルの貧困ラインを下回る。そして、これらの貧困者は農村部に集中している。

労働能力を有しない者からみれば、政府による継続的な救済型の貧困扶助が十分に得られなければ、生活への保障は親族等の血縁関係や地縁関係である農村自治体に頼るしかない。税金を徴する権限を持たず、安定的な収入もない村民委員会にとって、政府による制度化された公的扶助を除いて、貧困層を救済するための財源は一時的な「扶貧款」（貧困給付金）と慈善団体や個人による寄付しかない。無論、これらの資金源は不安定であり、それによる救

済の範囲は狭く、継続性もないため、村民委員会が主体となって貧困扶助を制度的に確立、存続させることは容易ではない。

前述の通り、「低保」の貧困扶助に対する効果が限定的であるため、十分な労働能力を有しない貧困世帯への救済には、より確かな制度として確立できるものが求められる。そして、財源による制限等を考慮して、新たな公的扶助を制度として成立させるには、土地資本の活用による価値の創出とそれに基づく再分配の可能性を検討すべきである。

三 湖南省羊村の取り組み

(一) 調査地の概要

羊村は湖南省北部の人口五八七万人を有する常德市から南へ二〇キロメートルの場所に立地し、桃花源空港までの距離はわずか三キロメートルであり、国道二〇七号が村を貫通し、交通の利便性が高い地域である。九つの集落で構成される羊村の総人口は七五七世帯二五七五人である（二〇一七年現在）。総面積六・三平方キロメートルのうち、水田は三三三四ムー（一ムー＝六・七アール）、森林は二三五〇ムー、河川および湖沼は五六〇ムー、畑は八七ムーとなっており、土壌は主に粘土質の赤土である。水資源が豊

富な羊村の主な産業は稲作である。一九七〇年代までの一期作では一ムー当たりの生産性が一五〇キログラム前後であり、食糧は自給もできなかった。一九八二年から土地の請負制が確立され、翌年から一五年の請負期間が確定された。一九九五年、請負期間の満了を迎える前に、土地面積の調整を行ったうえで三〇年間の延長が実施された。それにより、農民の生産意欲が高まり、二期作の導入によって生産性が急激に上昇した。一ムー当たりの生産性は、一九八八年の四二〇キログラムから二〇一四年の七一五キログラムまで上昇し、同年の米の総生産量は二五五万キログラムに達した。その後、生産高重視の二期作が部分的に見直され、二〇一七年の生産量は二四五万キログラムになった。稲作以外の経済活動に関して、二〇一七年羊村では鶏、鴨等の家禽の販売量が一万三〇〇〇羽、卵五五〇〇キログラム、売上額はそれぞれ約七〇万元と一万三〇〇元である。魚の出荷は約七五〇キログラム、販売額は一三万元である。林業では椿の栽培面積が一〇三八ムーを占めており、五七〇九キログラムの椿油を出荷し、販売額は二二万八〇〇元であった。それ以外の林業による収入は木材三〇立方キロメートル（三万二〇〇元）と竹一万五〇〇〇本（四万三〇〇元）となっている。農業以外では、個人が経営するレンガ等の建築材料工場、機械修理工場、食品加工工場が合計二六か所、販売額は約一一四〇万元であ

る。村内の個人経営商店は八店舗、売上額は約三五万元。県外で家電製品、食品等の販売を営む者は一三世帯、売上額は約四〇〇万元。農民工は四五〇人、賃金総額は約一三〇〇万元となっている。二〇一四年、羊村の一人当たり純収入は一万一〇〇〇元になり、初めて湖南省平均の一万六〇元と全国平均の一万四八九元を上回った。二〇一七年には一人当たりの純収入が一万七五〇〇元になり、湖南省平均の一万二九三六元と全国平均の一万三四三二元をそれぞれ三五・三%と三〇・三%上回った。二〇一七年の一人当たりの純収入は一九七八年の一四倍であり、平均の年間成長率は三〇%となった。以上のことから、羊村は都市に近く、交通の便を活かして、農民の所得向上を成功させたといえよう。

(二) 貧困扶助への取り組み

羊村における貧困扶助は二つの部分から成る。一つは後述する村独自の取り組みであり、もう一つは「五保」、「低保」といった公的扶助に加え、年金を積極的に導入したものである。一九五六年から開始された「五保」制度は、人民公社（郷鎮）による認定と出資の下で設立されたが、一九六一年から出資元が生産隊（村）に変わり、保障の不安定な状態が続いた。一九八一年以降、人民公社の解体に伴い、「五保」制度は実質上破綻した。それに対して、一九

八三年に県政府が衣食住に関する最低保証を村の責任として決定し、さらに、一九八六年に「五保」の基準を設けた。しかし、当時の村の経済状況では実施が保証されず、一九九八年以降、「五保」制度に対する管轄は民政局に移譲され、政府予算が充てられている。二〇一七年、羊村の「五保」の対象者は二四世帯の二六人であった。

本稿の研究対象となる「五保」の条件を満たしていない貧困世帯に対する「低保」、いわゆる生活保護制度は二〇〇二年から実験的に導入され、二〇〇七年に確立した段階での支給金額は年間四二〇元であった。二〇一七年以降の支給基準は、一人当たりの年収が四五〇〇元未満、かつ分譲住宅と車を所有しない者に対して、最大年間三八四〇元の支給となっている。支給後の年収が四五〇〇元を超えないように収入に応じて減額され、四等級に分けて支給される。二〇一八〜二〇一九年、羊村では一三世帯の二五人に適用されている。貧困世帯の選別にあたって、被災、事故、疾患等による出費が収入から控除され、最低限の生活を保障するという意味では合理的に設定されている。

中国農村では年金の普及率の低さが問題となっているが、羊村では村民委員会が積極的に働きかけたことで、他の農村地域に比べて年金制度が早くから導入され、普及も迅速であった。二〇一七年、年金への加入率は九五%ほどの高水準であった。その理由は起業家である「羊村慈善協

会」(後述)の会長を兼務した村長のJ氏の意識によることもあるが、羊村は都市部に近いいため、都市部の福祉政策に関連する情報が早く入手できる等の環境的要因も考えられる。二〇一一年に導入された年金制度によれば、通常一五年以上の連続加入で受給資格が得られるが、制度が導入される初年度から加入した者は満六〇歳になれば受給できる。ただし、一五年分の保険料を支払わなければならぬ。二〇一一年当初の支給金額は一人当たり六〇〇元であったがその後調整され、二〇一七年には六三〇人の受給者に対して、それぞれ一二三六元が支給された。

湖南省の他の農村地域に比べ、羊村は顕著な貧困問題を抱えているとはいえないが、これらの扶助は決して十分ではない。貧困の状況を明らかにするため、筆者は二〇一八年から貧困世帯の所得状況を調査した。最も貧困である五世帯は以下の通りである。

事例1 (CL氏五七歳、独身)

CL氏の収入は一二三六元の年金と水田一ムーに対する一七五元の補助金、および自家消費分を除いた米の販売収入四〇〇元である。合計一八一一元の収入に対して一八〇〇元の低保が決められ、総収入は三六一一元となる。二〇一八年羊村の平均収入(約一万八〇〇〇元)の二〇・一%に相当する。そこから二〇〇元の年金保険と一一〇元の健康保険、合計三二〇元を支払い、残額は三三〇一元となる。

事例2 (LD氏五五歳、独身)

事例1とほぼ同じ状況であるが、CL氏より米作りによる収入が二〇〇元少ないため総収入は三四一一元となり、羊村の平均収入の一九・〇%となっている。そこから二〇〇元の年金保険と一一〇元の健康保険、合計三二〇元を支払い、残額は三一〇一元となる。

事例1、2の両者とも六〇歳未満であるが、年金が支給されている。もし彼らに年金が支給されていなければ、年金とほぼ同額が低保に上乘せされる。受給者の受取金額の合計は変わらないが、支払う項目、すなわち生活保護の支給額が異なってくる。地方の行政官にとって貧困扶助の任務がいかに重く、貧困者の数と生活保護の支給金額を減らすことが彼らにとっていかに重要であるかは、この「調整」を通じて窺える。

事例3 (CJ氏六二歳、長女二四歳、二人世帯)

CJ氏は高齢で障がい者でもあるため、長女による介護が必要である。世帯収入はCJ氏の一二三六元の年金と二・五ムーの水田に対する四三七元の補助金以外に、常德市で臨時の仕事に就く長女の年収五〇〇〇元と米の販売収入六〇〇元からなる。二〇一八年、CJ氏は医療費七七〇〇元を支払ったため、その金額が控除され、家族二人にそれぞれ三八四〇元の最も等級の高い低保が適用された。合計すると一人当たりの収入は三六二七元で、羊村の平均収

入の二〇・二％に相当する。一人分の年金保険と健康保険六二〇元を支払った後、一人当たりの残額は三三一七元となる。

事例4 (JZ氏六八歳、妻六五歳、二人世帯)

世帯収入は二四七二元の年金と二ムーの水田に対する二一〇元の補助金および米の販売収入八〇〇元からなる。二〇一八年に医療費五一〇〇元を支払い、家族全員に年額三八四〇元の低保が適用されたため、一人当たりの収入は三〇三一元、羊村の平均収入の一六・八％に相当する。年金保険料を一括で支払ったため、保険料は健康保険料の二二〇元だけとなる。保険料を支払った後の一人当たりの残金は二九二一元となる。

事例5 (JY氏六三歳、妻五四歳、長女三四歳、次女二六歳、四人世帯)

夫婦ともに十分な労働能力を有しておらず、長女は障がい者である。世帯収入はJY氏の年金一三三六元と三・五ムーの水田に対する六一二元の補助金および米の販売収入一二五〇元からなる。二〇一八年に医療費を六三〇〇元支払い、家族全員に年額三八四〇元の低保が適用されたため、一人当たりの収入は約三〇四〇元、羊村の平均収入の一六・九％に相当する。JY氏の妻は年金に加入しておらず、四人分の健康保険と三人分の年金保険の保険料一〇四〇元を支払うと、生活に充てられるのは約一万一二〇

元、一人当たりの金額は二七八〇元となる。

中国の農村では、労働能力を十分有しない者が貧困に陥る可能性は高いが、ほとんどの世帯にとって、高額な医療費を負担することでより大きなリスクを抱えることとなる。羊村の全員が加入した「合作医療」制度は医療機関の等級⁵⁾に応じて支給基準が異なっている。入院する場合、一級病院は診察費・薬代の九〇％、手術費は二〇〇元まで、二級病院は診察費・薬代の七〇％、手術費は五〇〇元まで、三級病院は診察費・薬代の六〇％、手術費は八〇〇元までが支給される。外来診療の場合、一〇〇元以上の支払いに対して六〇元、年間累積三〇〇元まで支給される。さらに、この支給基準は予め指定した病院にしか適用されず、指定外の病院の診療を受けた場合は一律三〇％の支給となる。つまり、郷鎮病院、指定病院の利用を推奨する仕組みとなっている。しかし、一級となる郷鎮病院では、日常的な病気や出産にしか対応できず、手術が必要な怪我や重病、難病を罹患した場合、上級の病院や専門病院を利用することになる。地方の医療条件と保障基準の低さが高齢者、病弱者の貧困をもたらし原因にもなる。

貧困世帯を扶助するため、羊村は二〇一六年に「羊村慈善協会」(以下では協会と称する)を発足させた。二〇一七年に常務理事八人、理事三〇人が所属する非営利団体として登録され、二〇一九年末の登録会員(寄付者)は一六

表1 羊村慈善協会収支一覧

年	収 入					支 出			残高 (元)
	寄付金額 (元)	寄付人数 (人)	単価 (元/人)	運用収益 (元)	合計 (元)	慰安金 (元)	弔慰金 (元)	合計 (元)	
2016	25,600	27	948		25,600	1,700	8,150	9,850	15,750
2017	83,300	158	527		83,300	36,950	18,395	55,345	43,705
2018	17,700	29	610	15,800	33,500	17,729	14,075	31,804	45,401
2019	21,500	28	768	5,150	26,650	9,700	6,050	15,750	56,301

出所：調査資料に基づき、筆者作成。

九人となっている。協会の収支状況は表1の通りになる。

まず、収入の部では四年間にわたって延べ二四二人の寄付者から、合計一四万八一〇〇元の寄付金が集められた。協会が発足した二〇一六年の寄付者は二七人であり、四年間で最も少なかったが、寄付金の単価が最も高く、九四八元であった。二〇一七年の寄付者は一五八人で最も多く、寄付金の単価は五二七円で最も低かった。この二年間の動きを見れば、発足当初、村の幹部と富裕層が動員され、翌年には多くの一般村民も動員されるようになったと考えられる。二〇一八年から

寄付者の人数が激減し、発足当初と同じ水準に戻り、寄付金の単価も二〇一七年を若干上回った。この結果は、寄付者が幹部や富裕層に戻ったことや一人当たりの寄付額も「一般村民レベル」に近づいたことを示している。以上の事実から、寄付に頼る慈善事業の収入は極めて不安定であるといえよう。

支出の部において最も安定かつ明瞭なのは弔慰金である。通常一世帯当たり五〇〇元を支給するが、分家した場合、分家の数に応じて支払われる。また、死亡者が元幹部、地元の名士、貧困者である場合、金額は一・五倍から二倍に増額される。慰安金の支給は多種多様であるが、大きく分けて、祝日慰安、進学祝い、敬老慰安、病气や災害見舞いの四種類になる。金額はいずれも五〇〇元を基本とするが、病状や災害の深刻さ、進学先のレベル等に応じて金額が調整される。支出をめぐっては、協会の村民、すなわち、寄付者に対する配慮がみられる。当初、協会を立ち上げた目的は貧困問題を抱える高齢者、孤児、障がい者への扶助であったが、比較的豊かな羊村では貧困であるのはい三世帯の低保受給者を含めて二〇世帯程度と少数であったうえ、低保の受給者を除いて貧困者を定義する明確な基準もない。寄付金を彼らだけに使用することに対して、寄付する富裕層の反発を招き、平等を図った結果、普遍的な慰安、弔問に使われるようになった。二〇一七年には「広

く集め、広く使う」、いわゆる親睦会のような集金および使用方法に対する反対の意見が多くみられ、二〇一八年以降、羊村の慈善協会は村長を支持する幹部と一部の富裕層、いわゆる、協会の理事を務める三〇人程度の者が出資する村の親睦会となつてしまい、貧困扶助に対する役割への期待が次第に薄れた。

(三) 共有経済による貧困扶助の展開

二〇一八年、食糧価格の低迷により貧困世帯の減収がより深刻になった。貧困扶助のため、羊村はその年末に合作社を立ち上げ、集団的土地利用による単位面積当たりの生産性と農民所得の向上を図った。合作社は三七七世帯の農民から一二〇〇ムーの水田を集め、その中には二二の低所得世帯の六七・八五ムーの水田も含まれる。土地使用料は立地と土壌の条件に応じて、一ムー当たり年間二五〇元、三〇〇元、三五〇元の三つに土地がランク付けされ、契約期間は二〇一九年から六年間となる。契約期間中、請負農家に支給される補助金はこれまで通り農家に渡され、耕作農家に支給される補助金は合作社が受け取る。四六万五五〇〇元の初期資金のうち、村民委員会が五一%を出資し、村民に対して一口九五〇〇元の金額で加入者を募った。一八の低所得世帯は村民委員会の担保の下で銀行から融資を受け、合計二五世帯が合作社の組合員となった。

大規模化することで生産効率が大幅に上昇し、田植え、除草、収穫にかかる農業機械と労働力の費用は小規模経営の三割程度まで引き下げられ、仕入れと販売のコスト削減はさらに大きかった。表2の示す通り、二〇一九年の早稲と晩稲を合わせて、耕作補助金を含めた営業利益は一八万九〇〇〇元となった。そのうち四九%は村民の出資者の所有となり、一世帯当たりの利益は三七〇〇元となる。営業利益の四〇%を内部留保とし、六〇%が出資者への配当金として支払われ、一世帯当たり二二〇〇元の配当となった。

表3は合作社の設立前と後における最も貧困である五世帯の収入の変化を表したものである。合作社への参加による収入の変化は主に二つある。一つ目は耕作による収入が土地の貸し出しによる収入と合作社の営業利益からの配当に変わったことである。表3の示す通り、各世帯は合作社に参加することによって農業収入が大幅に上昇したことが分かる。無論、土地を貸し出すことによって自家消費の米を購入することになるが、その金額はおおよそ土地使用料に相当すると考えて、各世帯では九五〇〇〜二〇〇〇元の収入増となる。二つ目は収入の向上による低保の金額が調整されたことである。CL氏とLD氏の二世帯では収入の増加により低保が減額され、CJ氏、JZ氏、JY氏の三世帯は収入が増えても上限の四五〇〇元を超えないため、低保の金額に変更はなかった。合作社に参加することで各世

表2 2019年羊村合作社収支一覽

(千元)

	収入	支出							
			種子	肥料	農業	労働力	機械	管理費	地代
早稲	768	985	59	120	96	50	216	144	300
晩稲	1,140	734	89	120	120	55	216	134	
合計	1,908	1,719	営業利益		189				

出所：調査資料に基づき、筆者作成。

表3 合作社への参加による所得増加

(元)

	固定収支				合作社加入による変化					比較		増加率
	年金	補助金	農業外収入	医療費支出	農業収入(減少分)	地代と自家消費(差引)	配当(増加分)	低保		1人当たり収入(加入前)	1人当たり収入(加入後)	
								(調整前)	注 (調整後)			
CL氏	1,236	175		—	400	300	2,200	1,800	889	3,611	4,500	24.6%
LD氏	1,236	175		—	200	300	2,200	1,800	889	3,411	4,500	31.9%
CJ氏	1,236	437	5,000	7,700	600	750	2,200	7,680	7,680	3,627	4,427	22.1%
JZ氏	2,472	210		5,100	800	600	2,200	7,680	7,680	3,031	3,731	23.1%
JY氏	1,236	612		6,300	1,250	1,050	2,200	15,360	15,360	3,040	3,277	7.8%

注：調整後の低保の金額は筆者による推計である。

出所：調査資料に基づき、筆者作成。

帯の収入が大幅に上昇したが、その加入と配当の分配は世帯単位で行われるため、人数の少ない世帯はより顕著な効果が得られた。

二〇二〇年は夏季の洪水により晩稲がほぼ収穫できなかった。保険会社により一ム一当たり一二〇〇元の保険金が支払われたが、農業収入が確保できなかった。無論、二〇一九年の内部留保により翌年の生産が保証されたが、この出来事により、村単位という狭い範囲における共有経済による福祉効果の限界も露呈した。二〇二〇年一〇月、羊村は合作社の一二〇〇ム一の水田について近隣のK県との共同生産を図り、合計三〇〇〇ム一規模の水稲経営となった。この地域間における共同経営により自然災害によるリスクを軽減したが、羊村にとって経営主導権の喪失や管理費の負担等の問題を抱える結果となった。村長のJ氏に対するインタビューの中で農民の所得向上と独自の管理を両立させることの困難性と多様な収入源を創出する重要性が明らかとなったが、これらは今後の課題として継続して検討していきたい。

四 共有経済に基づく 組織経営の成立条件と効果

共有経済に基づく組織経営を成立させるには共有資源への侵害を防ぐシステムが必要となる。日本の村落社会では、近隣同士の間で固定化され、かつ厳密な計算を伴う貸し借りの労働交換の仕組みが制度化されるため、共同作業の中で自らの失点を作らないように細心の注意を払って周囲との共存関係を維持する集団的自己管理が行われている[「田原 2001」]。村落の掟や秩序を無視する者に対して住民が結束して交際を絶つなどの制裁を与え、共同体関係の維持を図る。それに対して、中国農村の場合は経済的利益に基づく人間関係が基本であるため、個人の損得による計算が行われ、日本のような共通する価値による自己管理とは異なる。また、地域の共同生産と生活における濃密な近隣関係の中で、掟や秩序を破る他人の行為に気づいても、人々は自分への不利益を危惧し、行為に対して非難、交渉、制裁する代わりに共同作業に対する態度が消極的になる。さらに、村の幹部の立場からみれば、不正行為に対して指摘したり、評価を下したりすることは自分への負担が増加する。その負担に応じた報酬がなければ、厳正な管理を行うおうとするインセンティブが損なわれる。その結果、

中国農村では日本のような労働交換や協働に基づく公共財の構築、利用、管理システムを維持することが容易ではない。人民公社の低生産性も農民の労働意欲の低下と協働関係の破綻が招いた結果である[「林 1992: 45-69」]。

それに対して、羊村の共有経済は、請負権に基づく土地と私的資本を共有化する組織経営である。この経営方式は人民公社や日本の集落営農のような労働力を共有することと異なり、共有する範囲が明確で、投入量の計算が容易である土地と資本に限定されている。労働力の投入に関し、評価基準が曖昧な共同作業ではなく、労使契約に基づき、技能、労働時間、業務内容に応じて明確に対価を支払う賃労働の方式を採用した。経営が独立した合作社は地域社会における高い取引コストによる影響を受けず、資本と土地の統合によって生産コストを大幅に下げ、大規模化によって生産の効率化を実現した。つまり、市場原理を反映した農業生産が行われたのである。さらに、分配に関していえば、土地の条件と面積に応じた土地使用料、労働生産性に応じた賃金、資本金に応じた配当に対する支払いは公平性と透明性を有し、村民の支持を得ることができた。従って、土地、資本、労働、いわゆる生産要素の明確な所有権に基づく合理的な分配は合作社の経営を持続可能にしたといえよう。

通常、貧困扶助は政府による負担となるため、独自の財

源を有しない村民委員会によって実施される可能性はほとんどない。問題の根本に気づいた羊村は財源の創出に着目して、資源の共同化を始め、共同利用、共同分配することで貧困世帯に財産収入をもたらし、それによって生計を立てる可能性を見出した。一般的に、社会保障は所得移転に依存するため、保障の度合いが税金徴収の仕組みと規模に左右される。また、消極的な社会福祉を実施する場合、受給者は社会的弱者のレッテルが貼られ、受動的な立場におかれる。羊村の貧困扶助は所得移転に頼ることから生産要素の保有と利用に移行した。つまり、合作社による貧困扶助は生産による社会保障であり、より積極的で、貧困世帯の立場もより能動的になるといえよう。

福祉受給者と一般労働者との間では生産能力と労働意欲の差があり、ワークフェアを展開するには賃金水準の設定等に関する公平性の問題が生じやすく、それをめぐる労働者同士の対立が取引コストを引き上げ、生産活動の進行を妨げる。しかし、前記の観点における生産要素である労働を土地と資本に置き換えれば、ワークフェアに類似する福祉効果が得られる。羊村のような土地と資本に基づく共同資源の創出と利用、市場原理に準じた生産活動の展開、土地と資本の投資に基づく分配からなる福祉、いわゆる「コモズフェア」(commons と welfare を組み合わせた筆者の造語)は取引コストの上昇を避け、生産活動がより円滑に

行われることになる。

おわりに

最低限の生活が保障されることは市民の基本的な社会的権利であり、社会の安定を維持する土台となる。市場、家族、政府による保障が制度化されておらず、社会福祉が発達していない地域において、前記の三つの主体の代わりにコミュニティは四つの主体となり、貧困扶助の機能が期待される。以上の考えに基づいて、本稿は中国湖南省羊村を事例として、共有経済の再建と貧困扶助の展開の仕組み、機能する条件およびその限界について検討を行った。

羊村は公的扶助、個人と企業による寄付に頼ることを経験した後、二〇一八年から合作社を設立して、共有資源の創出と利用に基づく貧困扶助を試みた。生産要素の共同利用によって生産の大規模化が実現され、生産性の大幅な上昇による農業の現代化を促進した。日本の集落営農と異なっており、羊村は共同生産ではなく、土地と資本を共同利用することで取引コストによる負の作用を避けた。貧困扶助にあたって、所得移転による再分配の方式を取り入れず、生産による積極的な社会福祉を導入した。市場原理に対抗することでではなく、むしろその合理性と効率性を農業生産の中で生かし、土地と資本の投入に基づいて明確な分配を

行い、営業利益を構成員に還元した。貧困世帯に対しては、村民委員会の担保により銀行からの融資を受け、組合員として合作社に参加させた。この低リスク、低負担の投資は最終的に労働能力を有しない貧困世帯への扶助につながった。

通常、貧困扶助の財源は政府による負担となるため、納税者からの一般税収を原資とする。その結果、常に福祉政策に影響され、受給者と納税者との対立がしばしばみられる [Little 1999]。共同経済の創出による福祉、つまり本稿が考える「コモンズフェア」は受給者と納税者のように境界線を明確に設けておらず、生産による社会保障はより積極的で、能動的な特徴を持つ。無論、銀行融資のリスクは村民委員会が負うことになり、実質的に村民全員に分散することであり、生活保護の財源を社会全体に求めることと根本的には変わらない。しかし、消極的で、社会の対立を生み出す生活保護に比べ、羊村の合作社の試みは、一部の世帯への低保の金額を減少させ、加入者の生活水準を確実に高め、所得移転に基づく貧困扶助よりも高い効果が得られた。なによりも経済的弱者が所有する生産要素を集団で活用することで、貧困世帯の経済的自立と精神的自立を促し、尊厳を取り戻すことに有意に働き、貧困扶助をめぐる貧困世帯と一般世帯との対立を軽減させる効果が期待される。この効果は貧困世帯とりわけその次世代の劣等感への

克服、通常の社会生活を営むための社会関係の維持と修復により重要な役割を果たすことを強調しておきたい。

注

〈1〉「羊村」とは現地のインフォーマントのプライバシー保護のため、筆者が同村に与えた仮名である。

〈2〉三権分置とは、中国における農村土地の集団所有制を維持しつつ、土地の所有権、請負権、経営権を分離するものである。従来の請負経営権を物権である請負権と債権である経営権に分離させることで、請負権を有する農民の土地に対する私的処分権が確立される。請負契約期間中において、三権分置は実質上の土地に関する二重所有制度でもある [金 2020]。

〈3〉本稿による取引コストの概念には、合意に達するためおよび取引相手に遵守させるための住民同士間に発生する交渉コストと人々に合意を遵守させるための管理監督者に発生する管理コストが含まれる。

〈4〉五保制度とは、中国農村地域の身寄りのない高齢者、孤児、未亡人、障がい者を対象に確立した公的扶助制度である。実施された一九五六年の保障内容は、食料、衣服、燃料、教育（青少年のみ）、葬儀であったが、一九九四年の「農村五保扶養活動条例」と一九九六年の「高齢者権利保障法」により保障内容を食料、衣服、住宅、医療、葬儀の提供に変更した [王・掲・羅 2003]。

〈5〉 中国の病院は大きく三つの等級に分けられており、等級の数値が低いほど身近であるが、医療の水準が下がる。三級病院は省市衛生局や衛生部が直轄するもので一定の基準を満たす医療機関である。二級病院は県レベル、一級病院は郷鎮レベルのものとなっている。

〈6〉 ここでは合作社への参加による貧困対策の効果を予測するため、「支給後の一人当たりの年収が四五〇〇元未満」という低保の支給基準を参考にして、支給後の合計年収が四五〇〇元を超えないようにその支給額を推計した。表3における推計値はこれに基づいて算出したものである。また、比較するために、各世帯の収入と支出では年金、土地の請負権への補助金、農業外の収入および医療費への支出を固定した。

参考文献

〈日本語〉

- 飯島渉・澤田ゆかり 2010 『高まる生活リスク——社会保障と医療』岩波書店
- 岩田正美 2010 『リーディングス 日本の社会福祉2 貧困と社会福祉』日本図書センター
- O・E・ウィリアムソン 1989 『エコノミックオーガニゼーション——取引コストパラダイムの展開』（井上薫・中田善啓訳、原著 *Economic Organization: Firms, Markets and Policy Control*, 1986）晃洋書房

氏原正治郎・江口英一 1956 「都市における貧困層の分布と形成に関する一資料——」『社会科学研究』第八巻第一号、六二—一五〇頁

G・エスピノーアンデルセン 2001 『福祉資本主義の三つの世界』（宮本太郎・岡沢憲美訳、原著 *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, 1990）ミネルヴァ書房

王文亮 2007 『現代中国の社会と福祉』ミネルヴァ書房

王文亮 2010 『現代中国社会保障事典』集広舎

王文亮・掲継斌・羅衛国 2003 「中国農村部の五保戸扶養制度に関する考察」『九州看護福祉大学紀要』第五巻第一号、九三—一〇五頁

金湛 2020 「所有、組織、規模——三権分置政策に対する考察」『ICCS現代中国学ジャーナル』第一三巻第二号、一—三頁

R・グッドマン／I・ペンギン 2003 「東アジア福祉国家——追道的学習、適応性のある変化、国家建設」G・エスピノーアンデルセン編『転換期の福祉国家——グローバル経済下の適応戦略』（埴橋孝文監訳、原著 *Welfare States in Transition: National Adaptations in Global Economies*, 1996）早稲田大学出版部、二二五—二七四頁

新川敏光 2011 『福祉レジームの収斂と分岐——脱商品化と脱家族化の多様性』ミネルヴァ書房

武川正吾 2008 「地域福祉の主流化とローカル・ガバナンス」『地域福祉研究』第三六号、五一—一五頁

田原史起 2001 「村落自治の構造分析」『中国研究月報』第

六三九号、一—三三頁

張繼元 2020 『中国農村部における地域福祉の可能性——

未富先老社会と福祉ミックス』ミネルヴァ書房

張建 2015 「中国の貧困削減(扶貧)政策に関する一考察」

『AIBSジャーナル』第九巻、五八—六五頁

F・テンニエス 1957 『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト——

純粹社会学の基本概念』(杉之原寿一訳、原著

Gemeinschaft und Gesellschaft: Grundbegriffe der Reinen Soziologie,

1887) 岩波書店

鳥越皓之 1985 『家と村の社会学』世界思想社

長濱健一郎 2007 「集団的土地利用」日本村落研究学会編

『村の資源を研究する』農文協、二六—三三頁

野口定久 2011 「東アジア諸国の福祉社会開発と地域コ

ミュニティ再生——地域福祉と居住福祉の視点から」岩田

正美監修、野口定久・平野隆之編著『リーディングス日

本の社会福祉 6 地域福祉』日本図書センター、三四—

三六六頁

濱英彦・山口喜一 1997 『地域人口分析の基礎』古今書院

K・ポランニー 1975 『大転換——市場社会の形成と崩壊』

(吉沢英成・野口建彦・長尾史郎・杉村芳美訳、原著 *The*

Great Transformation: The Political and Economic Origins of Our

Time, 1944) 東洋経済新報社

宮本太郎／I・ペン／埋橋孝文 2003 「日本型福祉国家

の位置と動態」G・エスピー・アンデルセン編『転換期の福

祉国家——グローバル経済下の適応戦略』(埋橋孝文監訳、

原著 *Welfare States in Transition: National Adaptations in Global*

Economies, 1996) 早稲田大学出版部、二九五—三三六頁

J・リンキン 2015 「限界費用ゼロ社会」(柴田裕之訳、原

著 *The Zero Marginal Cost Society*, 2014) NHK出版

〈英語〉

Harding, Garrett 1968 “The Tragedy of the Commons,” *Science*,

Vol. 162, Issue 3859, pp. 1243–1248.

Kildal, Nanna 1999 “Justification of Workfare: The Norwegian

Case,” *Critical Social Policy*, Vol. 19, Issue 3, pp. 353–370.

King, Desmond 1995 *Actively Seeking Work: The Politics of*

Unemployment and Welfare Policy in the United States and Great

Britain, Chicago: University of Chicago Press.

Little, Deborah L. 1999 “Independent Workers, Dependable

Mothers: Discourse, Resistance, and AFDC Workfare Pro-

grams,” *Social Politics: International Studies in Gender, State &*

Society, Vol. 6, Issue 2, pp. 161–202.

Ma, Wengui, Guanghui Jiang, Ruijuan Zhang, Yuling Li, and

Xiaoguang Jiang 2018 “Achieving Rural Spatial Restructur-

ing in China: A Suitable Framework to Understand How

Structural Transitions in Rural Residential Land Differ Across

Pert-urban Interface?,” *Land Use Policy*, Vol. 75, pp. 583–593.

Marshall, Thomas Humphrey 1950 *Citizenship and Social Class*.

And Other Essays, New York: Cambridge University Press.

Norris, Fran H., Susan P. Stevens, Betty Pfefferbaum, Karen F.

Wyche, and Rose L. Pfefferbaum 2008 “Community

Resilience as a Metaphor, Theory, Set of Capabilities, and Strategy for Disaster Readiness," *American Journal of Community Psychology*, Vol. 41, Issue 1-2, pp. 127-150.

Ostrom, Elinor 1990 *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*, Cambridge: Cambridge University Press.

Wang, Zheng, Fangzhu Zhang, and Fulong Wu 2017 "Social Trust between Rural Migrants and Urban Locals in China: Exploring the Effects of Residential Diversity and Neighborhood Deprivation," *Population, Space and Place*, Vol. 23, Issue 1, pp. 1-15.

Yuan, Jingjing, Yonglong Lu, Robert C. Ferrier, Zhaoyang Liu, Hongqiao Su, Jing Meng, Shuai Song, and Alan Jenkins 2018 "Urbanization, Rural Development and Environmental Health in China," *Environmental Development*, Vol. 28, pp. 101-110.

〈中国語〉

林毅夫 1992 『制度、技術与中国農業発展』上海三聯書店
羅楚亮 2018 「中国農村の致貧因子分析」李実等著『二十一世紀中国農村貧困特徴与反貧困戰略』經濟科学出版社、二五七-二七四頁

張展新 2008 「最低生活保障制度」蔡昉編『中国労働与社会保障体制改革三〇年研究』經濟管理出版社、四三一-四四七頁

中華人民共和国国家統計局編 2020 『中国統計年鑑』中国統計出版社